

令和2年4月3日

各 学 部 長  
地 域 創 造 学 環 長  
光 医 工 学 研 究 科 長  
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長 殿  
電 子 工 学 研 究 所 長  
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長  
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長

理事（教育・附属学校園担当）  
丹沢 哲郎

研究室等での学生の教育・研究活動における新型コロナウイルス感染症対策に  
関する注意喚起について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部から令和2年3月31日付で「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について」（別添1）及び「新型コロナウイルス感染症対策としての授業実施上の留意事項について」（別添2）で感染クラスター（集団）の発生防止のため、密閉空間・密集場所・密接場面を回避する取組に努めること及び各自ができる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行することについて示されているところです。

については、関係部局長におかれては、研究室等での学生の教育・研究活動においても、別添1及び別添2で示されている感染症防止等を十分、講じた上で実施されるよう関係部局の教職員及び学生に改めて周知徹底願います。

（本件担当）学務部教務課大学院係

E-mail: kyoumuka@adb.shizuoka.ac.jp

## 新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について（抜粋）

令和2年3月31日  
新型コロナウイルス感染症に  
関する静岡大学対策本部会議

## I 恒常的対応措置

## 1. 本学における感染防止対策について

## (1) 基本的考え方と主な対策について

## &lt;基本的考え方&gt;

- 新型コロナウイルス感染症への対策としては、各自ができる感染防止対策を実行するとともに、感染クラスター（集団）の発生を防止することが重要と言われており、特に、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面の3つの条件が重なる場所がクラスター（集団）発生のリスクが高いと言われている。
- このため、大学並びに学生及び教職員等においては、感染クラスター（集団）の発生の防止のため、密閉空間・密集場所・密接場面を回避する取組に努めること。
- また、各自ができる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行すること。

## 【主な対策】

（大学）

- ①主な建物への政府作成の感染防止対策啓発用資料の掲示・周知に努めるなどにより、各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）の励行及び感染クラスター（集団）の発生防止のための取組（密閉空間・密集場所・密接場面を回避）を促進すること。
- ②建物や部屋のこまめな換気、各棟トイレへの液体石鹸の配置及び主な建物入口へのアルコール消毒液の配置、空き教室の活用による食事場所の分散、話す機会が多い場面でのマスク着用の励行などの感染防止対策を継続的に実施すること。
- ③マスク及びアルコール消毒液等必要な物品の備蓄に継続的に取り組むこと（※）。（保健センター等）

（※）3月31日現在、マスクやアルコール消毒液について流通状況を業者に確認したところ、在庫なし又は取扱中止という状況であるが、本部において引き続き調達に努めるものとする。

(学生及び教職員等)

- ①各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日頃から実践すること。
- ②感染クラスター（集団）の発生防止のため、普段から、密閉空間・密集場所・密接場面を回避する行動に努めること。
- ③毎朝の検温に努め、風邪の症状が見られるときは、大学には登校（出勤）せず休むこと。登校（出勤）中に風邪の症状が出たときは、無理せず直ちに帰宅すること。
- ④風邪の症状が出て自宅で休養中は、毎日、体温を測定し、健康観察表に記録すること。また、万一来に備え、休養前の2週間を振り返り、行動の記録を作成しておくこと。

(2) 授業等集団で行う活動・行事等に関する対策について

- ①授業の実施に関する感染防止対策については、以下により取り扱うものとする。
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策としての授業実施上の留意事項について」(令和2年3月31日)
- ②授業以外の集団行う活動・行事等についても、授業における感染防止対策等を参考に、必要な感染防止対策を講じるものとする。

令和2年3月31日

新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部

## 新型コロナウイルス感染症対策としての授業実施上の留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、授業の実施に当たっては、以下の基本的留意事項及び具体的留意事項に基づいて実施するものとする。

## ＜基本的留意事項＞

- 各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行すること。
- 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が重なったときに、感染リスクが高くなると言われていることから、これらが重なることを避ける取組を工夫して実施すること。

## ＜具体的留意事項＞

1. 毎朝の検温に努め、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状が見られる学生や教員は、大学には登校せず休むことを徹底すること。教員は、体調不良時には無理をせず授業を休講にすること。また、登校中に発熱や咳などの風邪の症状が出た場合には、速やかに帰宅すること。（授業の出欠の扱いについては、欠席扱いとしない措置があること。）
2. 学生や教員は、各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日頃から実行すること。（例えば、授業の前後や食事の前などのこまめな手洗いの実施、咳やくしゃみを手で押さえたりしない等）
3. 授業中は、教室の窓や扉を開放し、換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。天候等により常時開放することが困難な場合でも、授業の前後などに定期的に換気を行うこと。また、空気がこもりやすい建物については、廊下等の共用部分の換気にも努めること。
4. 学生及び教員は、授業中は、咳エチケット（原則、マスクを着用して口や鼻を覆うこと。マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆うこと。とっさのときは袖や上着の内側で口や鼻を覆うこと等）の実施を徹底すること。

特に、グループワークやディベート等により、互いに会話をする場面がある場合には、マスクを着用した上で会話をしたり、離れた距離で会話したり、真正面に向かい合って座わらないようにしたりするなどにより、間近で会話や発声をする密接場面にならないようにすること。

5. 間近で会話や発声をする密接場面の発生を避けるため、学生の教室内での不要な会話（私語）は慎むこと。
6. 可能な限り1つの教室に入る学生数が少なくなるよう努めること。また、可能な限り学生同士が互いに離れて座ることができるよう努めること。